

# 令和8年度償却資産(固定資産税)申告の手引



申告期限 令和8年2月2日(月)

日ごろより、杉戸町税務行政につきましては、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても、課税の対象となります。令和8年1月1日(賦課期日)現在、償却資産を杉戸町内にお持ちの方は、地方税法第383条の規定による償却資産申告が必要ですので、上記期限までにご申告ください。(従来からご申告頂いている方で、令和7年中に資産の増減がなかった方も、増減がなかった旨の申告が必要です。また、町内で事業を営んでいる方で、償却資産をお持ちでない方も、該当する資産がない旨の申告にご協力ください。)

なお、この申告にあたり、虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合は、地方税法第385条(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する)及び杉戸町税条例第75条第1項(10万円以下の過料を科す)の罰則がありますので、ご注意ください。

令和7年12月8日

杉戸町長 窪田裕之

## 償却資産の範囲

### <償却資産の例示>

- 第1種 構築物……門・塀・フェンス・側溝・緑化施設等の外構工事、駐輪施設、構内舗装、広告塔(看板)、受・変電設備、予備電源設備、パチンコ器取付台の島工事等。
- 第2種 機械及び装置……旋盤、溶接機、プレス機、かんな機、印刷機械設備、食品製造設備、コンベヤー、搬送クレーン、ブルドーザ・パワー・ショベル等(建設用大型特殊自動車等)、冷凍装置、ガソリン計量器、洗車機、機械式駐車設備、業務用クリーニング設備、太陽光発電設備等。
- 第3種 船舶……ボート、釣り舟等。
- 第4種 航空機……飛行機、ヘリコプター、グライダー、空撮用・輸送用ドローン等。
- 第5種 車両及び運搬具……フォークリフト等(建設用以外の大型特殊自動車等)、ターレット式構内用運搬自動車、手押し車等。
- 第6種 工具、器具及び備品……パソコン、自動販売機、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、医療機器、理容・美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POSシステム端末、パチンコ器、業務用厨房等。

### <申告の必要があるもの>

申告が必要な償却資産は、**土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいい、次にあげるとおりです。なお、耐用年数が経過し減価償却済の資産であっても、この申告の対象となりますのでご注意ください。

- (1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産。 (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産。  
(3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産。 (4) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの。  
(5) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの。  
(6) 建物の附属設備(賃借人(テナント)が賃借建物に施した簡易間仕切りや店舗造作等は、賃借人が償却資産申告をしてください。)。

### <申告の必要がないもの>

- 次の資産は申告の必要はありません。
- (A) 無形減価償却資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権、営業権等)。  
(B) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等。  
(C) 少額償却資産(耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、一時に損金又は必要経費に算入したもの)、一括償却資産(取得価額20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの)。  
(D) 平成20年4月1日以降締結された売買扱いとするファイナンスリースによる償却資産で、取得価額が20万円未満のもの。

## 申告の方法

### <提出書類>

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加及び減少した資産について申告してください。

なお、次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書	お願い
増加した資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書の「異動区分(注1)」に「1(増加)」の数字を記入してください。
減少した資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書の「異動区分(注1)」に「2(減少)」の数字を記入してください。
資産の増減がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	償却資産申告書の「19欄」にチェックを記入してください。
該当する資産がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	償却資産申告書の「20欄」にチェックを記入してください。
転出・廃業・解散された方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	償却資産申告書の「21欄」にチェックし、「転出・廃業・解散・その他」のいずれかに○をつけ「年月日」を記入してください。その他の場合は「22備考欄」に詳細を記入してください。
本年度初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	令和8年1月1日現在所有する「全資産」を種類別明細書に記入してください。

※ 種類別明細書につきましては、杉戸町HPに旧様式のご用意がありますので、必要な方はダウンロードしてご利用ください。

※ 受付日付印が必要な方は、申告書の**提出用**と併せて**控用**(ご自身でコピーしたもの)も提出いただければ、**控用**に受付日付印を押印したうえで返却いたします。郵送での提出の場合は、返送先を明記した切手付き返信用封筒を同封していただきますよう、お願ひいたします。

## 電子申告について

償却資産申告は、地方税ポータルシステム(eLTAX/エルタックス)により電子申告でも行うことができます。会計ソフトウェアのデータを活用できるだけでなく、印刷や郵送、来庁のお手間を省略することができます。電子申告の利用方法については、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.ltg.go.jp>)をご覧ください。

## 翌年度の申告用紙の送付について

償却資産申告の電子化・電算化に伴い、下記の方法でご提出いただいた場合は申告用紙の送付は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

- ① eLTAXにより電子申告でご提出いただいた場合  
② 会計ソフト等で作成された申告書でご提出いただいた場合

申告用紙や種類別明細書、申告の手引は、町ホームページ(<https://www.town.sugito.lg.jp/>)内の税務課資産税担当のページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

※ なお、①については、eLTAXにてプレ申告データをお送りいたします。

提出先 〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

郵送提出の場合は受付の都合上、宛先の脇に**償却資産申告書在中**と朱書きしてください。

問合せ先 杉戸町 税務課 資産税担当 電話 0480-33-1111 内線245・246

※記載例は裏面にあります。

## 実地調査・質問検査について

提出された申告書に基づき、個々の事業所の実地調査を行う場合があります。このため、杉戸町外の場所で経理を処理している場合には、町内の資産の所在地に固定資産台帳の写しを備える等、常に償却資産の状況を明らかにしておいてください。

また、固定資産税の賦課徴収に関する調査に必要がある場合には、**地方税法第353条に基づき、直接関係者等に質問し、納税義務者の事業に関する帳簿書類、その他の物件を検査することができますので、ご協力ください。**

なお、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する申告書等を閲覧し、記録することができます。

### ※記載例

受付印		令和8年1月10日		令和8年度		申告書等送付番号	
杉戸町長殿							
所有者	1	フリガナ 住 所 (納稅通知書送付先) 電話番号	スギトマチセイジ 杉戸町清地2丁目9番29号 0480-33-1111	5	個人番号又は 法人番号 事業種目	10	短縮耐用年数の承認 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
	2	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地		6	資本金又は出資金の額	11	増加償却の届出 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
	3	フリガナ 氏名 (法人にあってはその 名称及び代表者の氏名) 屋号	スギトセイコウ 杉戸製鋼株式会社 代表取締役 杉戸太郎	7	事業開始年月	12	非課税該当資産 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
	4	公簿上の生年月日 又は設立年月日	平成25年4月1日	8	この申告に応答する 者の係及び氏名 電話番号	13	課税標準の特例 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
		取 得 価 額		9	経理係 杉戸花子 0480-33-1111 税理士等の氏名 杉戸会計事務所 埼玉太郎 電話番号 0480-33-XXXX	14	特別償却又は圧縮記帳 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
		資産の種類		15	税務会計上の償却方法 □定率法 · <input checked="" type="checkbox"/> 定額法		
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	16	青色申告 □有 · <input checked="" type="checkbox"/> 無
1 構築物		前年前に取得した 資産の取得価額の合 計額を資産の種類別 に記載してください。		前年中に取得した 資産の取得価額の合 計額を資産の種類別 に記載してください。		17	市(区)町村内に おける事業所等資 産の所在地 ① 杉戸町清地2丁目9番29号 ✓自己所有家屋 □借家 ② 杉戸町堤根4089番地1 ✓自己所有家屋 □借家 ③ □自己所有家屋 □借家
2 機械及び 装 置		この額は前年度の 申告書の③の欄と同 じです。				18	借用資産 ✓有 · □無 19 貸主の名称等 杉戸町大島477番地8 杉戸リース㈱ 0480-31-2111
3 船 舶						20	□資産に増減なし
4 航 空 機						21	□該当資産なし
5 車両及び 運 搬 具						22	□転出・廃業・解散・その他 ( ) ( 年 月 日 )
6 工具、器具 及び備品							備考(添付書類等)
7 合 計							申告が必要なその他のことは、ここに 記載してください。
資産の種類		※評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)	数量		
1 構築物		評価額の合計額を 資産の種類別に記載 してください。		この欄は記載しなくても構いません。 ただし、会計ソフト等の電算処理を利用 して申告書を作成する場合には、積極的に 記載願います。			
2 機械及び 装 置							
3 船 舶							
4 航 空 機							
5 車両及び 運 搬 具							
6 工具、器具 及び備品							
7 合 計							

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

※ 提出用申告書の「5個人番号又は法人番号」の欄に、個人事業主は数字12けたの個人番号(マイナンバー)、法人は数字13けたの法人番号の記載が必要です。なお、控用申告書の「5個人番号又は法人番号」の欄は記入が不要です。

※ 「13課税標準の特例」に該当する資産をお持ちの場合、「有」を○で囲んでください。これらの特例の適用を受けるには、別途申告や申請をする必要があるのでございますので、あらかじめご相談ください。

第二十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・草色)(第十四条関係)

### ●資産種類

第1種	構築物
第2種	機械及び 装 置
第3種	船 舶
第4種	航 空 機
第5種	車両及び 運 搬 具
第6種	工具、器具 及び備品

資産の種類を上記の区分にしたがって番号で記載してください。

所 有 者 名		2 枚のうち	令和8年度		申告書等送付番号										
杉戸製鋼株式会社		1 枚目	種類別明細書(全資産用・プレ申告用)		800349-1										
行番号	異動区分(注1)	資産の種類(注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月(注3)	元日取得(注4)	取得価額(注5)	(イ)耐用年数	(ロ)減価残存率	価額	※課税標準の特例率(注6)	※課税標準額(注7)	増減事由(注8)	摘要要
01	1	1	駐車場舗装	1	R 7 4		2,400,000	10							1
02	2	1	広告塔(看板)	1	H 20 7		1,060,000	20							4
03															
04															
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計															

- 注意1 「異動区分」の欄は、1增加、2減少、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。  
 注意2 「資産の種類」の欄は、1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。  
 注意3 「取得年月」の欄は、3昭和 4平成 5令和 のいずれかの数字をご記載ください。  
 注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合は1をご記載ください。  
 注意5 「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2減少の資産について、「[イ]取得価額」は減少後の「取得価額」(例全部減少の場合は「0」が入ります)をご記載ください。  
 注意6 「増減事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3売却、4減少、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

第二十六号様式別表一(提出用)(用紙日本産業規格A4・草)(第十四条関係)